

## 令和5年度 あわらし景観審議会議事録

日 時	令和5年10月19日(木) 午後2時00分から	
場 所	あわらし市役所2階 202会議室	
議 題	審議事項	太陽光・風力発電施設の景観形成基準追加に伴うあわらし景観計画変更(案)及びあわらし景観条例改正(案)について
出席者	委員 (学識経験者)	菊地吉信(会長) 水上聡子(副会長) 山田哲也 八木康史 津田かゆき
	委員 (団体代表者)	市野三郎
	委員 (行政関係者)	市原聡(福井県交流文化部文化課企画主査)(代理出席) 橋本盛夫(三国土木事務所技術次長)(代理出席) 江川裕幸(坂井農林総合事務所農村整備部長)(代理出席)
	事務局	大味雅彦(建設課長) 立田良祐(同主任) 笠川正泰(同主任) 竹山雄大(同主事)
事務局	開会時刻 午後2時00分	
事務局	(開会)	
事務局	(開会の挨拶)	
事務局	(委員の紹介、出席状況の報告、会長・副会長の選出)	
会長	(会長挨拶)	
	審議事項の太陽光・風力発電施設の景観形成基準追加に伴うあわらし景観計画変更(案)及びあわらし景観条例改正(案)について、まず副題の(1)あわらし市の現状と景観届出の対象規模について、説明を求める。	
事務局	(1)について説明する)	
会長	(委員に意見・質問を求める)	
委員	建築物の上に設置する場合も13mを超える場合は届出の対象となるのか。その場合、3階建ての住宅に小規模な太陽光パネルを付けるだけでも対象になってしまうのではないか。	
事務局	建築物によっては、3階建てでも対象となる可能性はある。	
委員	届出の対象となる規模について、面積が大きい場合はわかるが高さも基準としているのはなぜか。	
事務局	高さのあるものは、遠方からも視認される可能性が高いため景観に影響を与える可能性がある。そのため、面積だけでなく、一定の高さを超える場合も届出	

	の対象としている。
委員	太陽光発電施設について築造面積 500 m <sup>2</sup> を超える場合には届出の対象となるとのことだが、増築した場合はどうなるのか。例えば 300 m <sup>2</sup> の築造面積だったものが 200 m <sup>2</sup> 増設して 500 m <sup>2</sup> となった場合には届出の対象となるのか。
事務局	増設した場合は、増築後の築造面積が対象となるので、先ほどの場合は届出の対象となる。
副会長	平成 30 年度に行ったアンケートで出た意見で、今回の景観計画変更案に基準として反映していないものを教えてほしい。
事務局	地元住民への説明会の開催と太陽光パネルの稼働終了後の廃棄費用の積立の2点については、FIT 制度の認定要件となっている、または今後なることから今回の景観の基準としては追加していない。その他、設置位置やデザイン・色彩に関するものは基準として追加している。
会長	あわら市内に設置されている太陽光発電施設について、資源エネルギー庁が公表している FIT 制度認定情報をもとに把握しているとのことだが、既に事業を廃止した設備については、把握することが可能か。
事務局	公表されているデータは、あくまで認定を受けた設備についての一覧である。おそらく既に事業廃止している設備は、一覧から削除されてしまうため把握は難しい。
会長	稼働終了後の太陽光パネルが撤去されず放置されると、景観上の問題が発生する可能性が高いので、廃棄積立が義務化したとはいえ、放置されないように、市でも廃止等の状況を把握できるよう体制を整えていただきたい。
委員	現在市内には、太陽光パネル出力 50kW 以上の太陽光発電施設は 117 箇所あるとのことだが、これらの管理者は全て把握しているのか。現在でも、設置の前に市役所に何らかの届出等は必要なのか。
事務局	例えば太陽光発電施設設置の前に、その土地を切土盛土する場合など、開発行為の対象となる行為や規模であれば届出が必要であるが、そういったものに該当しない場合届出は不要である。ただし、現地のフェンスに事業者名等が記載されている標識の設置が必要なため、事業者等を把握することは可能である。
委員	今回景観の届出対象としても、そのことを知らずに、設置されるといったことがないようにしてほしい。
事務局	現在、太陽光施設については景観届出の対象であったり、対象でなかったりと全国の自治体においても対応が分かれている状況である。そのため設置の前に、各自治体に届出が必要かどうか問い合わせをしている事業者は多いと思われる。今年度あわら市でも、既に6件ほど届出の有無についての問い合わせがあった。その際には、来年度以降届出の対象になることについてお知らせしている。
委員	福井県の方には届出は必要ないのか。
委員	福井県では景観条例や景観計画は定めていないため、届出の必要はな

	<p>い。各市町の景観条例及び景観計画による。建築確認の必要なものについては、土木事務所へ申請が必要。</p>
会長 事務局	<p>続いて、副題(2)太陽光発電施設の景観形成基準について、説明を求める。 (2)について説明する)</p>
会長 委員 事務局	<p>(委員に意見・質問を求める)</p> <p>これらの基準は、既存の施設も対象になるのか。</p> <p>既存の施設は対象外。あくまで今後届出してもらう場合が対象である。ただし、増築があった場合については既存の施設の面積も含めて、対象となれば届出が必要。また、増築部分については基準に適合してもらう必要がある。</p>
事務局	<p>一般的な住宅だと、高さが13mを超えるのは4階建てから。3階建てまでの住宅では届出の対象にはならないので、一般住宅に小規模の太陽光パネルを設置する場合は対象外。</p>
委員 事務局	<p>周りから見えなければ、どのような場所に設置してもよいのか。</p> <p>あくまで、景観についての基準になるので、森林に囲まれた場所など視認できない場所であれば、景観上影響がないため設置位置は問いません。ただし、対象エリアや地上・屋上など設置場所によって「視認できない」の基準が変わる。</p>
副会長 事務局	<p>陸屋根に設置する場合の基準に、陸屋根上にルーバー等の目隠しを設置とあるが、設置することで逆に目立つことにはならないか。</p> <p>あくまで、太陽光パネルよりはルーバー等の方が景観への影響が低いという内容であり、ルーバー自体が景観へ影響を与える可能性はある。</p>
副会長	<p>資料に記載されている写真を見ると、個人的には景観上そこまで影響があるように見えない。</p>
委員 事務局	<p>例えば、白い建物に黒い柵が設置されると目立つのではないか。こういった場合も先ほど説明にあった色彩の基準が適用されるのか。</p> <p>今回陸屋根の上に設置する場合には、フェンスの色彩基準はない。あくまで地上・勾配屋根の上に設置される場合である。</p>
委員	<p>工場の屋根等既存の建物に設置する場合、建築確認は必要なのか。500㎡を超える大規模なパネルが設置されると重量も増えるので、構造計算等が必要ではないか。</p>
委員	<p>建築確認が必要かどうかはわからないが、建築確認の必要な項目に該当すれば建築確認申請は必要であるし、基準に適合しなければならない。</p>
委員 事務局	<p>最近、屋根材として太陽光パネルを利用できるものもある。そういったものを回廊の屋根等に設置した場合、その支柱等はフレームや架台として扱われるのか。</p> <p>今回は一般的な太陽光パネルについてしか記載していないので、それ以外のものが届出された場合、それが架台なのか支柱なのかは個別に市で判断して対応することになる。</p>
委員	<p>他にも、地面に設置できるものもある。車が踏むこともできるため、駐車場に</p>

	<p>設置したりする案もある。窓ガラスに設置できるものも実用化されている。将来的にはそういった一般的でない太陽光パネルが多数設置される可能性もある。</p>
会長	<p>今回の変更案のような基準の書き方だと、そういった一般的でないものに対応できない。基本的にはこの範囲の色彩を守ってくださいというような記載の仕方、特殊なもの等については個別に市と協議して判断というようにケースバイケースで対応できるような表記の仕方がいい。</p>
事務局	<p>他の自治体では色彩について、マンセル値まで指定していない場合が多い。しかしそれでは、景観の担当者が変わると判断が変わってしまうという懸念があったため、具体的に範囲を示している。ただし、先ほどのように特殊なものが出てきた場合に対応できない可能性があるため、基本的にはといった表記に変更する。</p>
事務局	<p>先ほど、屋上に太陽光パネルを設置した場合に建築確認が必要かといった話があったが、架台の下の空間をどう利用するかで変わるようである。架台の下で何らかの作業をするといった屋内的用途がある場合は建築物として扱われ、そうでない場合は建築物として扱わないので確認申請も不要である。</p>
委員	<p>近隣の市、特に坂井市との境界などに設置される場合についても記載があるといいのではないかと。</p>
事務局	<p>あくまで景観の届出のできる範囲は景観計画区域内であり、あわら市においては市内全域である。それ以外の部分については、届出の対象とすることは難しいが、境界付近に設置された場合あわら市の景観にも影響を与える可能性はある。坂井市では、現在太陽光発電施設による景観上の問題が発生していないため、景観計画にこれらの施設に対する基準は設けておらず、また計画変更の動きも無いとのことであった。あわら市の景観計画変更が確定後、坂井市とも情報を共有して、何かしらの基準を設けてもらえるよう進めていきたい。</p>
副会長	<p>景観や環境等の問題は、このように複数の自治体に関係することなので、広域的に連携をとって進めてほしい。</p>
委員	<p>今回の変更案には色彩や設置の条件等を基準として追加しているが、そもそも景観上重要な場所は、設置自体を禁止しないのか。</p>
事務局	<p>景観法や景観条例では、これらの施設が建つこと自体は禁止できない。あくまで、色やデザインなどの形態意匠についての制限のみである。</p>
事務局	<p>地上に設置される太陽光発電施設は建築確認も不要であり、開発行為にも当たらない。森林を伐採する場合は森林法や地すべり防止法等に当たるが、こういった一部のものしか対象にならない。後は、宅地造成及び特定盛土規制法や都市計画マスタープラン、それから各自治体の条例等で規制していくしかない。</p>
会長	<p>続いて、副題(3)風力発電施設の景観形成基準について、説明を求める。</p>
事務局	<p>((3)について説明する)</p>
会長	<p>(委員に意見・質問を求める)</p>

委員	洋上風力は対象となるのか。
事務局	今回の変更案は地上設置の施設を対象としているため、洋上風力については対象外である。
会長	今後、あわら沖の洋上風力発電施設が事業化に向けて進んだ場合はどうなるのか。
事務局	あわら沖に想定されている洋上風力については、あわら市だけではなく近隣の自治体にも影響が及ぶので、あわら市で個別に景観基準を設けるのではなく、近隣の自治体とも協議して進めていく必要がある。また、環境アセスメントの対象にもなるため、景観だけでなく様々な観点から調査が必要で、景観届出の対象としなくても事前に関係する自治体への報告はあがってくる。これらの理由から地上風力のみを対象としている。
事務局	洋上風力は海岸から 6km 離れた場所までを事業区域として計画している。そこまで遠方となると、やはりあわら市個別の問題ではなくなるので今回は地上のみを対象としている。
委員	風力発電施設といえば、白や薄い灰色のものしか見たことがないが、色彩基準に記載されているような薄い青色や緑色のものはあるのか。
事務局	色彩例に載っている薄い青色は、他の自治体の景観審議会の資料を参考にしたもので実際に事業者がこういった色彩にすることで景観に配慮するといった内容でした。また、海外の地上風力では地面に近い場所は緑色で、上空のほうは灰色といったグラデーションで設置している例があります。今後景観に配慮するために、こうした色彩の風車が出てくるのではないかと考えています。
副会長	施設周辺の樹木の伐採、造成等の範囲は必要最低限にとあるが、これは太陽光の基準にはなかったが、太陽光の方にも基準として入っていないのはなぜか。
事務局	風力発電の場合は、ブレードが当たらないように余裕をもって伐採をする場合がある。そういったことはせずに、最低限にしてもらうために基準に追加している。
会長	続いて、副題(4)あわら市景観条例の改正(案)について、説明を求める。
事務局	((4)について説明する)
会長	(委員に意見・質問を求める)
委員	条例の届出対象の範囲に「築造面積が」と記載されているが、「築造面積の合計が」と記載したほうがわかりやすいと思う。増築した場合に増築部分の面積が 500 m <sup>2</sup> なので届出不要と勘違いする恐れがある。
事務局	景観計画の届出対象も同じように記載されているため、併せてわかりやすいよう修正する。
会長	(全体を通して意見・質問を求める)
委員	景観計画重点地区として、あわら温泉地区景観形成重点地区と JR 芦原温泉駅周辺地区の二つが設定されている。JR 芦原温泉駅周辺地区については、届出の対象や基準等が詳細に記載されているがあわら温泉地区景観形成

事務局	<p>重点地区にはそれらの基準がないのはなぜか。</p> <p>景観重点地区は景観計画区域内でも特に景観に力を入れている地区である。そのため通常よりも届出の対象範囲も広く、また基準も厳しく設定している。これらの基準については、地元の住民が主体となって景観協議会を設立し、定めたものである。そのため、あわら温泉地区景観形成重点地区も同様の手順を経て独自の基準が定められることになる。</p>
委員	<p>住民の中でもこの範囲が景観重点地区だと知っている人は少ない。住民の意識が低いままでは協議会の設立は難しい。市の方でそういった部分をもっと周知して住民への意識を高めてほしい。</p>
事務局	<p>JR 芦原温泉周辺地区は、先ほど設定した基準に基づいての整備が進んでおり、町並みもだいぶ変わっている。こういった事例を参考にして、今後あわら温泉地区の方にも意識を高めていけるよう進めていきたい。</p>
会長	<p>他に意見ないか。</p> <p>(意見なし)</p>
会長	<p>最後に確認だが、今回出た意見をもとに若干の修正があるように思う。修正後の変更案等は再度周知してもらえるのか。</p>
事務局	<p>この後、この変更案については都市計画審議会でも意見の聴取が必要である。これらをもとに修正し、確定したものは郵送等で周知したい。また、内容が大きく変更になる場合は、再度景観審議会にて審議していただくことになる。</p>
事務局	<p>(閉会の挨拶)</p> <p>閉会時刻 午後 4 時 00 分</p>